

内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室 任期付職員の募集について

内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室では、産前・産後休暇中の職員に代わって、当室の業務を行う職員（人事院規則 8-12 第 42 条第 2 項第 3 号の規定による任期付き職員（産休代替任期付職員））の募集を行います。

1. 採用内容

- 職 名 : 内閣府事務官（係長級）
（大臣官房企画調整課ウェブシステム係長 併任 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室主査）
- 配 置 先 : 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室
- 募集人員 : 1 名
- 採用期間 : 令和 8 年 11 月 1 日（予定）～令和 8 年 11 月 29 日（予定）
- ※産休代替任期付職員として勤務する間に、職務を良好な成績で遂行した場合には、引き続き、国家公務員の育児休業等に関する法律第 7 条第 1 項に基づく任期付職員（育児休業代替任期付職員）として再採用される場合があります。

2. 職務内容

以下の業務及びその前提となる資料作成・調査等の業務

- （１）内閣府本府ホームページ運営及び府内利用者サポート関連業務
- （２）内閣府本府共通 Web システム（Web サイト集約基盤）に係る府内利用者及び運用事業者等との調整業務
- （３）内閣府の Web システムに関連する関係省庁、関係各部局との調整業務
- （４）その他上記業務のために必要な事務

3. 応募条件

高校卒業又はこれと同等程度の学力を有すると認められる者で、以下の条件を満たす者

- （１）Microsoft Office、Adobe Acrobat 等のソフトウェア利用や Microsoft Outlook による電子メールのやり取り等に日常業務に必要な基本的なパソコン操作に支障のないこと。
- （２）ホームページの運用に係る基礎知識（仕組み、用語、セキュリティ、ウェブアクセシビリティ等）を有しており、概念的な理解ができること。
- （３）Web コンテンツ作成（テキストエディタによる HTML コーディング、画像処理ソフト利用など）の経験があること。
- （４）コンテンツ管理システム（CMS: Contents Management System）を使ったウェブサイトの更新経験があること。
- （５）当該任用予定期間にわたり、継続して勤務が可能なこと。

※ 上記各要件（２）から（４）については、すべての要件を厳密に満たす必要があるものというのではなく、要件を満たさない項目が一部にある場合であっても、他の項目で著しい経験・能力等を有すると認められる場合には、総合的に判断を行う。

4. 応募資格

次のいずれかに該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- （１）日本国籍を有しない者
- （２）国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員になることができない者
 - 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （３）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）。

5. 応募要領

（１）提出書類

① 履歴書

- ・市販の用紙、又は、電子的に作成した印刷物も可。写真添付。日中連絡をとることが可能な電話番号、メールアドレス（保有している場合）を記載してください。
- ・高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記載してください。
（例：平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月 （株）〇〇社〇〇部〇〇課勤務等）
- ・取得している資格や募集条件に合致する実績等があれば記載してください。

② 志望動機について記した小論文

- ・原則 A4 用紙縦に横書き。
- ・文字数は 2,000 字以内で作成してください。

③ 業務経歴書

- ・原則 A4 用紙縦に横書き。
- ・これまでに従事したことのある業務の内容を具体的に記述したもの。

④ 上記 3. 募集条件を満たしていることを客観的に評価できるもの（上記③によることも可）

（２）提出方法

郵送（持込み不可）

（封筒の表面に赤色で「任期付職員募集書類在中」と記載のこと）

（３）書類送付先及び問合せ先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館
内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室 甲村、田村
電話（代表）03 - 5253 - 2111（内線：37411）

(4) 応募締切

令和 8 年 9 月 15 日（火）必着

※ 応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行います。

(5) 選考方法

一次選考 書類審査

二次選考 面接

※ 一次選考（書類審査）の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみ、二次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※ 応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、当方で責任を持って廃棄します。

6. 勤務条件等

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）」に基づき採用します。勤務条件は、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）」及び「内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令（平成 13 年 1 月 6 日内閣府訓令第 30 号）」によります。

- 雇用形態： 任期付職員（常勤の国家公務員）
- 賃金形態： 月給制
- 勤務時間： 原則として 9 時 30 分～18 時 15 分
（昼休み 1 時間を含む。土・日・祝日、休日、年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。また、業務状況に応じて超過勤務（早出、残業、休日出勤）を命ずる場合あり。）

勤 務 地： 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館
内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室

7. 給与等

国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）」等）により決定の上、支給します。

8. その他

- (1) 応募の秘密については厳守します。
- (2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。
- (3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- (4) 採用後はマイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、カード取得の手続きをあらかじめしていただくこととなります（応募時にカードは必要ありません）。

9. 問い合わせ先

内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室（情報総括担当）

TEL：（代表）03-5253-2111（内線：37410、37411） 甲村、田村